

ねたきり高齢者等移動支援をご利用のみなさまへ

このサービスは、在宅で介護を受け（入院中を含む）、自力で移動することが困難な要介護者の方に対し、寝台専用車両による移動サービスの利用料金を助成することにより、自宅と医療機関等との送迎のための交通手段を確保し、在宅介護を促進することを目的としています。

利用できる方	深谷市に住所を有し、介護保険の要介護度で、要介護4及び要介護5に認定されている在宅の方（入院中を含む）		
利用者負担金	市民税課税世帯	1回あたりの利用料金	5,000円以下の場合⇒利用料金の1割
			5,000円を超えた場合 ↓ 500円(5,000円の1割)に、 利用料金の5,000円を超えた 金額を加算した金額
	非課税世帯	1回あたりの利用料金	5,000円以下の場合⇒無料
			5,000円を超えた場合 ↓ 5,000円を超えた金額
利用できる回数	1年間に24回とし、年度途中で申請された場合は、申請した月から年度末までの間、1ヶ月あたり2回に相当する回数。毎年4月に更新となります。		
利用できる業者	<p>※予約時に、深谷市ねたきり高齢者等移動支援サービス利用と伝えて下さい。</p> <p>※予約状況により、別の業者が対応する場合があります。</p> <p>まる屋福祉介護サービス TEL070-4533-0808</p> <p>介護タクシー ライムライフ TEL579-5091</p> <p>ケアタクシーサービス ユー&アイ TEL587-1727</p> <p>東大コーポレーション TEL583-2832</p>		

《おねがい》

- 新規の場合は利用前に申請手続きをして「ねたきり高齢者等移動支援事業利用者証」の交付を受けてください。
 - 利用の際は、必ず「**ねたきり高齢者等移動支援事業利用者証**」を提示してください。
 - 「ねたきり高齢者等移動支援事業利用者証」は本人の利用のみ有効です。他人に譲渡したり貸与したりすることはできません。
 - 利用者負担金については直接業者に支払ってください。
 - 次に掲げる事由が発生した場合は、窓口（裏面記載）までご連絡ください。
 - ① 利用者に異動（転居、転出等）があったとき
 - ② 介護保険の要介護度が、要介護4及び要介護5以外に変更となったとき
(介護保険要介護認定には有効期間があります。引き続きサービスの利用を希望される場合には、所定の手続きを行ってください。)
 - ③ 介護施設（特養・老健・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所したとき
- ※①（転出）、②、③、により利用資格は喪失します。

★施設・病院等に係る利用例については、裏面をご覧ください。



施設・病院等に係る利用例



令和3年4月

移送経路		利用可否	理由等
自宅	⇔ サービス付き高齢者住宅等 (介護施設以外の施設)	○	
	⇔ 病院(通院・入退院)	○	
	⇔ 介護施設(入所、退所)	○	
サービス付き高齢者住宅等 (介護施設以外の施設)	⇔ サービス付き高齢者住宅等 (介護施設以外の施設)	○	介護施設以外の施設のため、移送対象
	⇔ 病院(通院・入退院)	○	//
	⇔ 介護施設(入所、退所)	○	//
病院	⇔ 病院(転院)	○	3月以上の入院でも利用可(R3.4.1~)
	⇒ 介護施設(入所)	○	3月以上の入院でも利用可(R3.4.1~) 病院から介護施設への新規入所時は利用可能
介護施設	⇔ 介護施設	×	利用対象者ではない
	⇒ 病院(通院、入院)	×	利用対象者ではない
市内	⇔ 市外	○	※業者に確認 (距離や時間帯によって対応できない場合あり)
市外	⇔ 市外	○	※業者に確認 (距離や時間帯によって対応できない場合あり)

<介護施設>

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) / 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 介護医療院

☆お問い合わせ窓口☆

—お近くの窓口でお問い合わせください—

深谷市役所	長寿福祉課	電話(574)6645
岡部総合支所	岡部市民生活課	電話(585)2214
川本総合支所	川本市民生活課	電話(583)2532
花園総合支所	花園市民生活課	電話(584)1121